

特別償却・税額控除について

【前提】 資本金1億円以下

○情報基盤強化税制 H22年3月31日までの事業供用分

対象物件	① サーバー用オペレーティングシステム	同時設置	サーバー
	② サーバー用電子計算機		アプリケーションソフトウェア
	③ データベース管理ソフトウェア		

※ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの

※レセプト電算化・オンライン化のためのソフトウェア・ハードウェアは適用可。

※電子カルテも可であると思われる。

条件	金額要件		控除額		償却額
	取得	70万円以上(年度での事業供用金額の合計額)	個人	取得価額×10%	取得価額×50%
所有権移転外ファイナンスリース	法人		取得価額×7%	取得価額×30%	
	個人		取得価額×10%	/	
	法人		取得価額×7%		

○中小企業投資促進税制 H22年3月31日までの事業供用分

対象物件	① 機械装置	医療器械には不可
	② 電子計算機・デジタル複写機	
	③ ソフトウェア	

条件	金額要件		控除額		償却額
	取得	機械装置	160万円以上/1機	取得価額×7%	取得価額×30%
電子計算機		120万円以上/1機			
ソフトウェア		70万円以上/年度合計			
リース	機械装置	160万円以上/1機	取得価額×7%	/	
	電子計算機	120万円以上/1機			
	ソフトウェア	70万円以上/年度合計			

○医療器械等の特別償却制度 H23年3月31日までの事業供用分

対象	耐用年数省令8.医療機器に掲げる減価償却資産(新品に限る)
----	-------------------------------

条件	金額要件		控除額		償却額
	取得	500万円以上		適用なし	取得価額×14%
リース	適用なし				

○医療の安全に資する機器

対象物件	人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニター(人工呼吸器と同時に設置するもの) 生体情報モニター連動ナースコール制御機、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機 医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台
------	--

条件	金額要件		控除額		償却額
	取得	指定なし		適用なし	取得価額×20%
リース	適用なし				